

6 施策の内容

基本目標Ⅰ 家庭における男女平等参画

<注>

- 予算額の「－」は、事業としては行うが、その事業のみでの予算額の算定は困難なものを表す。

(例) 公共施設建設の際の高齢者への配慮など

基本目標 I 家庭における男女平等参画
 主要課題 1 家庭生活への男女平等参画の促進
 主要施策 1 家事・育児等への男女平等参画

No	具体的事業	事業の概要	平成24年度事業実績	事業の進捗状況	平成24年度 決算額(千円)	平成25年度事業計画	担当課
					平成25年度 予算額(千円)		
1	男性の生活的自立に関する講座の開催	男性の家事参加と食育への関心を持ってもらえるように講座を開催する。	男の料理講座 「男の料理！塩麹イタリアン」 期日：12月1日 参加人数：24名	評価 B 関心を集めるため話題の食材を使ったメニューにした。あまり料理することのなかった男性の参加が得られ、意識啓発が図られた。	15	引き続き、内容を検討しながら実施する。	男女平等参画課
		家事の面などで女性に負担をかけず、自ら自立した生活が送れるよう、市民センターにおいて「男の料理教室」等を開催している。	5 市民センターで実施 開催回数：延55回 参加者数：延772人	評価 A	96		
		男性も家事に参加してもらおうと同時に食育に関する講座の開催	・男のクッキング 開催回数：年5回 参加者：延42名 1. ご飯の炊き方、あじのたたき 他 2. チャーハン 酸味のスープ 他 3. 秋刀魚と昆布の煮物 秋刀魚のなめろう 4. 鶏肉と冬野菜の煮込み フルーツカクテル 他 5. 焼き鳥 まぐろのカルパッチョ 他	評価 B 食に関する質問や、地域の話等が出て、コミュニケーションがはかられている。また、自宅で復習している声も出ている。	25	男のクッキング 開催回数：年5回	内原中央公民館
			25				
2	「お父さんのための子育て手帳」の作成と配布	父親が、妊娠・出産・育児について理解を深め、積極的に育児参加ができるように配布する。 ・配布方法 母子健康手帳交付時に初めて父親になる方に配布	配布部数 1,304部	評価 B 前年度と同様の事業を実施した	135	前年度同様	保健センター
					174		

- 基本目標 I 家庭における男女平等参画
 主要課題 1 家庭生活への男女平等参画の促進
 主要施策 1 家事・育児等への男女平等参画

No	具体的事業	事業の概要	平成24年度事業実績	事業の進捗状況	平成24年度 決算額(千円)	平成25年度 事業計画	担当課
					平成25年度 予算額(千円)		
3	男女を対象にした育児講座等の開催	妊娠・出産・育児に関する知識を普及し、夫婦一緒に出産を迎え協力して育児や家庭教育ができるように教室を開催する。	○ハローベビークラス ・対象 初妊婦とその夫(家族) ・会場 保健センター ・内容 ・マタニティコース 妊娠中の栄養と調理実習, 歯の衛生とブラッシング指導, 赤ちゃんの保育 ・ドクターからのメッセージ 講話「妊娠中の異常と分娩の経過」, 予防接種の受け方 ・プレパパ・ママコース 講話「ふたりで育てる大切ないのち」, 妊婦疑似体験, 赤ちゃん抱っこ, 沐浴 実施回数: 29回 参加者数: 1,345人	評価 B 前年度と同様の事業を実施した。	256	ハローベビークラス ・対象 初妊婦(プレパパママコースは初妊婦と夫) ・内容 ・マタニティコース 妊娠中の日常生活の過ごし方, 妊娠中の栄養と調理実習, 妊娠中の口のケア, 赤ちゃんの保育 ・プレパパ・ママコース 講話「ふたりで育てる大切ないのち」, 妊婦疑似体験 赤ちゃん抱っこ, 沐浴実習	保健センター
4	「家庭の日」の普及啓発	「家庭の日」の普及・啓発を図るため、「家庭の日」絵画・ポスターと作文・書道コンクールを実施する。	作品展示 期日: 11月17日～26日 場所: イオンモール水戸内原 絵画・ポスターの部 応募点数221点(最優秀賞4点) 作文の部 場所: イオンモール水戸内原 応募点数478点(最優秀賞2点) 書道の部 応募点数508点(最優秀賞1点) 表彰式 期日: 11月23日 場所: イオンモール水戸内原	評価 B	107 (補助金団体の事業費)	幼児・小中学生を対象に「家庭の日」絵画・ポスターと作文・書道コンクールを行なう。	生涯学習課
					136		

基本目標 I 家庭における男女平等参画
 主要課題 1 家庭生活への男女平等参画の促進
 主要施策 1 家事・育児等への男女平等参画

No	具体的事業	事業の概要	平成24年度事業実績	事業の進捗状況	平成24年度 決算額(千円)	平成25年度 予算額(千円)	平成25年度事業計画	担当課
5	男性の職員の 育児休業取得 促進	職場及び職員に対する制度の 周知等により、男性職員も育児 休業を取得しやすい環境の整備 に努める。	・取得者：部分休業 1人	評価 A 男性職員の育児休業取得 要件の緩和についてグルー プウェアにて掲示してお り、24年度は男性の職員が 1名部分休業取得。また、 平成23年1月から看護休暇 の対象を「小学校就学前の 子の看護」から「中学校就 学前の子の看護」に拡大 し、育児に関する環境整備 に努めた。	—	—	引き続きグループウェアへ制度 概要（出産・育児に伴う諸制度） を掲示し、職員への周知を図る。	人事課
6	介護者の研修 機会の充実	高齢者を介護している家族 に、介護方法や介護技術等の知 識を習得してもらうための教室 を、地域窓口センターが主体と なって開催する。	開催回数 16回 介護・介助の実演教室、地域の福祉 サービス活用法など技術や知識の習得 を目的としたもの、介護者同士の交流 会、座談会など介護者の精神的な負担 の軽減を目的としたもの、おりがみや 正月のお飾りづくりなど高齢者と介護 者が一緒にふれ合えることを目的とし た教室を開催した。	評価 B 本年度は、平成23年度に 策定した第5期 高齢者保 健福祉計画 介護保険事業 計画（24～26年度）に基づ き事業を実施する。	—	—	地域窓口センターへの委託業務 の一環として介護教室開催を予定 している。	高齢福祉課
8	男性の家庭参 画の促進	男性を対象にした講座や、 ファザーリング（父親であるこ とを楽しむ生き方）に関する普 及啓発等、男女平等参画の意識 と責任や、家庭への参画を重視 した啓発活動を実施する。	男の料理講座 「男の料理！塩麴イタリアン」 期日：12月1日 参加人数：24名	評価 B あまり料理をすることの なかった男性の参加が得ら れ、家庭参画及びワーク・ ライフ・バランスの意識啓 発が図られた。	(15)	(20)	引き続き、啓発事業を実施す る。	男女平等 参画課

基本目標 Ⅰ 家庭における男女平等参画
 主要課題 1 家庭生活への男女平等参画の促進
 主要施策 2 性別にとらわれない育児の促進

No	具体的事業	事業の概要	平成24年度事業実績	事業の進捗状況	平成24年度 決算額(千円)	平成25年度事業計画	担当課
					平成25年度 予算額(千円)		
9	家庭教育に関する学習機会の充実	家庭教育の重要性をかんがみ、家庭教育の大切さを認識するとともに、よりよい家庭環境を作り、次代を担う子どもたちの成長と家庭のあり方を考え、小学校や市民センターで家庭教育に関する講演を行なっている。	家庭教育講演会 開催回数：39回 参加者数：延2,547人 開催会場：市民センター、小学校等	評価 B	101	引き続き、小学校や市民センター等において家庭教育講演会を実施していく。	生涯学習課
		少子化や核家族化、女性の社会進出等により、家族を取り巻く社会状況が変化し、家族のあり方や教育機能なども変容している。そこで、社会教育の重要性に鑑み、その充実、向上を図る。	・家庭教育学級 6学級 開催回数 33回 1. 家庭教育に関する基礎的理解(6回) 「自然の力を頂いて元気になろう」 フリートーク「ほめていますか？」 その他 2. 子どもの理解とその育成(7回) 「中学生の不安定な時期」その他 3. 家庭環境づくり(15回) 「高齢者に優しいまちづくり」 「音楽のちから」その他 4. 子どもを取り巻く社会環境(5回) 「ネット社会の危険から命と未来を守るために」その他	評価 A 家庭教育の重要性を理解するとともに、親のあり方について学習する中で、父親、母親の役割、互いが協力し、励まし合うことが、健全な人間関係(家庭の、望ましい人間関係)をつくることを学習することができた。	237	・家庭教育学級 6学級 開催回数 30回	内原中央公民館
10	育児相談等の実施	保健センターの3歳児健康診査時に家庭児童相談員を派遣し、ことばや発育等の心配のある保護者からの相談を行う。	保健センター 29回 常澄保健センター 3回 内原保健センター 3回 合計 35回	評価 B 前年度と同程度の相談回数が確保できたため。	—	保健センター 29回 常澄保健センター 3回 内原保健センター 3回 合計 35回 (予定)	子ども課

基本目標 I 家庭における男女平等参画
 主要課題 1 家庭生活への男女平等参画の促進
 主要施策 2 性別にとらわれない育児の促進

No	具体的事業	事業の概要	平成24年度事業実績	事業の進捗状況	平成24年度 決算額(千円)	平成25年度 事業計画	担当課
					平成25年度 予算額(千円)		
10	育児相談等の実施	<p>健やかな子どもを育てるために、乳幼児を持つ親の悩みに応じ、乳幼児の健康の保持増進と親の育児不安の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 乳幼児を持つ親 ・会場及び相談日 <ul style="list-style-type: none"> 三の丸臨時庁舎健康相談室 毎日 保健センター 毎週月・火曜日 常澄保健センター 毎月第1・3水曜日 内原保健センター 毎月第1・3金曜日 	<p>実施回数：394回 相談者数：3,688人</p>	<p>評価 B 前年度と同様の事業を実施した。</p>	188	前年度同様	保健センター
					192		

基本目標 1 家庭における男女平等参画
 主要課題 2 家庭内における暴力の根絶
 主要施策 1 ドメスティック・バイオレンス及び虐待の根絶

No	具体的事業	事業の概要	平成24年度事業実績	事業の進捗状況	平成24年度 決算額(千円)	平成25年度 事業計画	担当課
					平成25年度 予算額(千円)		
11	家庭児童相談の充実	<p>養育や発達、家庭児童福祉の向上を図るための相談・助言指導をケースワーカー及び家庭児童相談員を配置し対応する。</p> <p>家庭児童相談員 2名 家庭児童相談室相談日時 月～金曜 10時～15時</p>	<p>家庭児童相談延べ件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○性格・習慣 142件 ○知能・言語 94件 ○学校生活等 127件 ○非行 213件 ○家族関係 6,322件 ○虐待 1,332件 ○環境福祉 426件 ○心身障害 56件 ○その他の相談 49件 総計 8,761件 	<p>評価 A</p> <p>相談系の活動も3年目となり、関係機関との円滑な連携、ケースワーカー・家庭児童相談員の支援・相談技術の向上により、きめ細やかな相談対応が行えたことが相談延べ件数の増加に反映されている。</p>	2,973	<p>相談者に対し適切な指導・助言を行うことを努めるとともに、児童虐待防止啓発のシンボルであるオレンジリボンを活用した啓発キャンペーンを実施する。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の運営を充実させ、関係機関とのより円滑な連携によって児童の家庭児童福祉の向上を図る。</p>	子ども課
12	女性相談の充実	<p>売春防止法と配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、ケースワーカー及び婦人相談員を配置し、要保護女子の発見に努め、必要な相談と指導を行うとともに、配偶者からの暴力被害女性の保護のために、広く相談に応じ、関係機関と協力して、要保護女子の保護と自立援助を行う。また、日常生活の中で抱える女性のさまざまな悩み相談に応じる。</p> <p>婦人相談員 2名 婦人相談員相談日時 月～金曜 10時～15時</p>	<p>○女性相談延べ件数 2,008件</p> <p>再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時保護依頼 10件 ○母子生活支援施設入所 3件 	<p>評価 B</p> <p>相談受付延べ件数が前年度の平成23年度(1,650件)と比較し、約122%増加している、児童を抱える世帯は家庭児童相談と複合しており、家庭児童相談業務の相談件数の増加と合わせて評価する必要がある。</p>	2,477	<p>引き続き、相談者に対し適切な指導・助言体制の確保に努める。DV問題についての啓発活動を行い、DVの認識と相談先の案内及び未然防止に努める。</p>	子ども課
					2,610		

基本目標 1 家庭における男女平等参画
 主要課題 2 家庭内における暴力の根絶
 主要施策 1 ドメスティック・バイオレンス及び虐待の根絶

No	具体的事業	事業の概要	平成24年度事業実績	事業の進捗状況	平成24年度 決算額(千円)	平成25年度事業計画	担当課
					平成25年度 予算額(千円)		
13	県婦人相談所等公的機関・民間団体との連携	婦人相談業務の中で、一時保護や施設入所の必要性がある場合等、配偶者暴力支援センター（婦人相談所）や警察、他の市町村等の関係機関と連絡・調整を行い、要保護女子の適切な保護を実施する。	○一時保護依頼 10件 ○母子生活支援施設入所 3件	評価 B 母子生活支援施設入所は、民間施設への入所を継続している2世帯の訪問活動等による支援・状況把握を行い、3世帯について支援を行い、新たに入所するに至った。一時保護依頼は10件と昨年度の5件と比較し倍増した。一時保護に至らないまでも関係機関との連携により、深刻化する相談内容に適切に対応することに努めた。	—	引き続き、要保護女子の適切な保護を図るため、関係機関等との連携を強化する。	子ども課 男女平等参画課
14	水戸市DV対策基本計画の策定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により基本計画の策定が市町村の努力義務とされていることから、今後も増加するDV被害に対応するため、計画の策定により本市のDV施策の方向性を示す。	全国及び県内の策定状況を調査し、策定に向けた検討を行った。	評価 B 第3次茨城県DV対策基本計画の策定を参考にしながら、茨城県と連携を図りDV被害者支援に対応している、本市におけるDV施策の方向性を捉えた。	—	引き続き計画策定に向け検討を行う。	子ども課
15	ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発	国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間に連携し、ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発事業を実施する。また、情報誌やホームページで相談窓口等に関する情報の提供を行う。	・男女平等参画課掲示板にてパープルリボンの掲示 11月中旬の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に運動を啓発するために、取組みの意義やシンボルのパープルリボンを掲示した。	評価 B 前年度と同様の取組を行った。	—	11月12日から25日までの運動期間内に関係機関等と連携し啓発事業を実施する。 また、情報誌、ホームページ等の情報提供の充実を図る。	男女平等参画課